

令和 3 年度第 3 回
三田市都市計画審議会 資料
(諮問事項)

令和 3 年 1 0 月 2 1 日

目 次

第1号議案 説明資料	1
・ 阪神間都市計画生産緑地地区（三田－4ほか6地区）の変更案の縦覧結果	
・ 都市計画変更手続きの流れ	
第2号議案 説明資料	3
・ 都市計画変更手続きの流れ	
第3号議案から第5号議案 説明資料	5
・ 阪神間都市計画用途地域の変更及び関連都市計画の変更案の縦覧結果	
・ 都市計画変更手続きの流れ	

第1号議案

【説明資料】

阪神間都市計画生産緑地地区
(三田ー4ほか6地区)の変更
(市決定)について

阪神間都市計画の変更案の縦覧について

1. 都市計画の名称 阪神間都市計画 生産緑地地区(三田ー4ほか6地区生産緑地地区)
2. 実施結果
- ① 縦覧期間 令和3年8月30日(月)～令和3年9月13日(月)
- ② 縦覧方法
ア 市役所本庁舎5階都市政策課(縦覧者数 0人)
イ 市ウェブサイトにて閲覧(縦覧者数 66件)
- ③ 意見書提出期限 令和3年9月13日(月)
- ④ 意見書対象者 関係市町村の住民及び利害関係人(法第17条第2項)
- ⑤ 意見書の提出方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、ファックス、電子メールにて提出。様式は任意。
- ⑥ 意見書件数 なし

生産緑地地区の変更手続きの流れ

都市計画審議会：変更案の事前説明（令和3年7月27日）

- ・ 県協議（令和3年8月23日回答）
- ・ 案縦覧（令和3年8月30日から9月13日まで）
- ・ 意見書提出（令和3年8月30日から9月13日まで）

都市計画審議会：変更案の諮問・答申（令和3年10月21日）

都市計画の変更告示（令和3年11月初旬）（予定）

第2号議案

【説明資料】

阪神間都市計画生産緑地地区

(三田-21)の変更

(市決定)について

生産緑地地区の変更手続きの流れ

生産緑地追加指定申出書の受付

- ・追加指定の申出受付 (令和3年5月6日から6月30日まで)
- ・書類審査・現地確認 (令和3年7月)
- ・同意書受付 (令和3年8月)
- ・県協議 (令和3年9月21日回答)
- ・案縦覧 (令和3年10月6日から10月20日まで)
- ・意見書提出 (令和3年10月6日から10月20日まで)

都市計画審議会：変更案の諮問・答申（令和3年10月21日）

都市計画の変更告示（令和3年11月初旬）（予定）

第3号議案から第5号議案

【説明資料】

阪神間都市計画用途地域の変更

阪神間都市計画高度地区の変更

阪神間都市計画地区計画

(北摂三田ウッディタウン地区計画)の変更

(市決定)について

阪神間都市計画用途地域の変更及び関連都市計画の変更に関する案の縦覧及び意見書について

- | | |
|------------|---|
| 1. 都市計画の名称 | 阪神間都市計画 用途地域
阪神間都市計画 高度地区
阪神間都市計画 地区計画(北摂三田ウッディタウン地区計画) |
| 2. 実施結果 | |
| ① 縦覧期間 | 令和3年8月30日(月)～令和3年9月13日(月) |
| ② 縦覧方法 | ア 市役所本庁舎5階都市政策課(縦覧者数 0人)
イ 市ウェブサイトにて閲覧(縦覧者数 107件) |
| ③ 意見書提出期限 | 令和3年9月13日(月) |
| ④ 意見書対象者 | 土地所有者等:地区計画の変更に係る区域内の土地の所有者その他利害
関係を有するもの(法第16条第2項、市条例第17条)
住 民:必要に応じて住民意見を反映させる措置(法16条第1項) |
| ⑤ 意見書の提出方法 | 住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、ファックス、電子メールに
て提出。様式は任意。 |
| ⑥ 意見書件数 | なし |

都市計画変更のスケジュール

令和3年5月14日 都市計画審議会 (報告事項)



素案の作成



- ・素案の閲覧、意見募集、説明会
- ・関係機関協議、県下協議

原案の作成



令和3年7月27日 都市計画審議会 (事前説明)



- ・県法定協議、案の縦覧(令和3年8月30日～9月13日まで)

令和3年10月21日 都市計画審議会 (諮問)



令和3年10月末 都市計画の変更告示 (予定)